第三十九条の十五第一項第四号中「満たす法人」を「満たす外国法人」に改め、同項第五号ハ(3)(ii)中「前条第十五項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改め、同条第二項中「法令（当該）を「法令（」に、「法令をいう」を「法令）の規定（企業集団等所得課税規定を除く」に、「本店所在地国の法令」という。）の規定」を「本店所在地国の法令の規定」という。）」に改め、同項第一号中「本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法令の規定」に改め、同項第八号中「額で」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に納付するものとして計算される法人所得税の額。第五項第二号において「個別計算納付法人所得税額」という。）で」に改め、同項第九号中「本店所在地国の法令の」を「本店所在地国の法令の規定（」に改め、「相当する規定」の下に「に限る。）」を加え、同項第十五号中「額で」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を受けるものとして計算される法人所得税の額。第五項第二号において「個別計算還付法人所得税額」という。）で」に改め、同条第五項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項第二号中「額（」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては個別計算納付法人所得税額とし、」に、「当該」を「当該」に、「額を」を「額（法人所得税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該法人所得税にあつては、個別計算還付法人所得税額）を」に、「金額」を「金額とする。」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項及び前項第二号に規定する企業集団等所得課税規定とは、次に掲げる規定をいう。

一　外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書（国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書をいう。次号において同じ。）に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

二　外国法人（法人の所得に対して課される税が存在しない国若しくは地域に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は当該外国法人の本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定により当該外国法人の所得の全部につき法人所得税を課さないこととされるものに限る。）の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、当該企業集団に属する一の外国法人のみが当該法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとする当該外国法人の本店所在地国以外の国又は地域の法令の規定

三　外国法人の所得を当該外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととする当該外国法人の本店所在地国の法令の規定

第三十九条の十七第二項各号を次のように改める。

一　特定保険協議者に係る特定保険外国子会社等に該当する部分対象外国関係会社

二　特定保険受託者に係る特定保険委託者に該当する部分対象外国関係会社

第三十九条の十七第八項第一号ロ中「第三十九条の十四の三第十五項第一号」を「第三十九条の十四の三第二十七項第一号」に改める。

第三十九条の十七の二第二項第一号イ中「（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。）」を削り、「法令（当該）を「法令（」に、「法令をいう」を「法令）の規定（企業集団等所得課税規定を除く」に、「本店所在地国の法令」という。）の規定」を「本店所在地国の法令の規定」という。）」に改め、同号イ(1)中「本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法令の規定」に、「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に納付するものとして計算される外国法人税の額）で」に改め、同号イ(3)中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を受けるものとして計算される外国法人税の額）で」に改め、同号イ(4)中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を受けるものとして計算される外国法人税の額）で」に改め、同号イ(5)中「額で」を「額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に還付を受けるものとして計算される外国法人税の額）で」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額）とする。

第三十九条の十七の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前号の外国法人税の額は、その本店所在地国の法令の規定により外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ次に定めるものを含まないものとする。

イ　第一号イに掲げる外国関係会社　同号イ(1)に掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課される外国法人税の額

ロ　第一号ロに掲げる外国関係会社　その本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける同号ロ(5)に掲げる配当等の額に対して課される外国法人税の額

第三十九条の十七の三第一項中「第三十項」を「第三十二項」に改め、同条第二項中「第三十項」を「第三十二項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十項第二号ロ中「第三十九条の十四の三第十五項第一号」を「第三十九条の十四の三第二十七項第一号」に改め、同号ハ中「第三十九条の十四の三第八項」を「第三十九条の十四の三第二十項」に、「同条第六項」を「同条第十八項」に改め、同条第三十項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九条の百十七の二第三十二項」を「第三十九条の百十七の二第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第六十六条の六第六項第十一号ル」を「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第六十六条の六第六項第十一号ル」を「第六十六条の六第六項第十一号ヲ」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十一項及び第二十三項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　法第六十六条の六第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した収入保険料（当該収入保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した残額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した残額とする。

18　法第六十六条の六第六項第七号の二ロに規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した支払保険金の額の合計額から当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の額の合計額を控除した残額とする。

第三十九条の十八第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「（第四項）」を「（第六項）」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十七項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第六項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

16　法第六十六条の七第二項に規定する政令で定めるときは、外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定の適用がある場合に計算される個別計算外国法人税額が課されるものとされるときとする。